

飯塚市筑穂トレーニングルーム条例を制定し、ここに公布する。

令和8年3月26日

飯塚市長 武井政一

飯塚市条例第14号

飯塚市筑穂トレーニングルーム条例

(設置)

第1条 市民の交流及び健康意識の向上を図り、市民の健康維持及び地域福祉を促進するため、飯塚市筑穂トレーニングルーム(以下「トレーニングルーム」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 トレーニングルームの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
飯塚市筑穂トレーニングルーム	飯塚市長尾1242番地1

(施設)

第3条 トレーニングルームは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) トレーニング室
- (2) 更衣室

(利用時間及び休館日)

第4条 トレーニングルームの利用時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は利用時間及び休館日を変更することができる。

(利用の許可)

第5条 トレーニングルーム(附属設備、器具等を含む。)を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) トレーニングルームの施設(附属設備、器具等を含む。以下「施設等」とい

う。)を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、施設等の管理上支障があるとき。

(入場の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者

(3) 火薬その他の危険物又は他人の迷惑となるものを携行する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、施設等の管理上支障がある者

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第5条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正な行為により利用の許可を受けたとき。

(4) 災害その他やむを得ない理由により市において緊急の必要が生じたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、施設等の管理上支障があるとき。

2 前項の措置によって第5条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が損害を受けても、市及び市長は、その責めを負わない。ただし、前項第4号及び第5号の場合は、この限りでない。

(使用料)

第9条 利用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第12条 利用者は、その権利を許可された目的以外の目的に利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(販売行為等の禁止)

第13条 何人も、トレーニングルームにおいて、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除くものとする。

(1) 市が主催、共催又は後援する事業の場合

(2) 市長の許可を受けた場合

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは停止されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和9年3月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

利用時間	9時から21時まで。ただし、土曜日は9時から19時まで
休館日	日曜日
	国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
	12月29日から翌年の1月3日までの日

別表第2(第9条関係)

利用区分	使用料
利用券	1時間 100円
利用回数券	1時間/12回 1,050円

備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2 利用時間が1時間未満のときは、1時間とみなす。